

生ごみ処理機器の設置補助について

直島町では、電気式の生ごみ処理機等の設置に補助をしています。特に、夏の暑い時期や、年末年始のように長期間にわたりごみの収集がない場合は、生ごみ処理機等をご利用いただければ、生ごみが腐って悪臭を発生することもなくとても衛生的です。まだ設置されていない方は、ぜひご検討いただきますようお願い申し上げます。

◎補助制度の概要

- ①電気式の生ごみ処理機などを家庭に設置するため購入された方に対して、その費用の2分の1（直島本島の場合は電気式で25,000円を限度、離島は費用の3分の2で33,000円を限度）を補助します。

《例》直島本島にお住まいの方が67,200円（消費税含む）の電気式の生ごみ処理機を購入した場合は、補助限度額の25,000円を補助させていただきます。

- ②コンポストについてはすべて費用の2分の1（容量300ℓ以上の場合は9,000円を限度、それ以下の場合はご相談ください。）を補助します。
- ③ガーデンシュレッダーを購入された方に対して、その費用の2分の1（直島本島の場合は20,000円を限度、離島は費用の3分の2で26,000円を限度）を補助します。
- ④補助金の申請に必要なものは、印鑑・領収書・保証書のみです。
- ⑤購入する機器の型式や購入店は、特に指定していません。

※対象となる電気式の生ごみ処理機は、微生物の活動または乾燥装置により、ごみを消滅または減量するもののみで、ディスポーザー（食物のくずなどを細かく砕いて下水に流すもの）は対象となりません。

◎申請方法

- ①生ごみ処理機器等設置補助金交付申請書（新規・更新）

○申請者欄に住所・氏名を記入し、押印してください。

- ②生ごみ処理機器等設置補助金交付請求書

○申請書欄に住所・氏名を記入し、押印してください。

○補助金の支払い方法は2通りありますので、ご希望の方をお選びください。

（ア）現金払 … 後日、役場出納室でお受け取りいただきます。

（イ）口座振込払… 銀行、農協の口座に振り込みます。

なお、申請者と口座名義が同じであるようお願いいたします。

- ③領収書・メーカー保証書（生ごみ処理機のみ）

※購入店及び製造メーカーの指定はありません。

上記の①～③及び印鑑を持参の上、役場環境水道課までお越しください。

様式第1号

生ごみ処理機器等設置補助金交付申請書（ 新規 ・ 更新 ）

年 月 日

直島町長 殿

申請者 住 所 香川郡直島町 番地

氏 名 ⑩

直島町生ごみ処理機器設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品 名	
購入金額	一金 円也
補助金交付申請額	一金 円也
設置場所	香川郡直島町 番地
添付書類	領収書の写し ・ 保証書の写し(生ごみ処理機に限る。)
備 考	※

※ 更新の場合は、その理由を記載して下さい。

様式第 3 号

生ごみ処理機器等設置補助金交付請求書

年 月 日

直島町長 殿

申請者 住所 香川郡直島町 番地

氏名 印

年 月 日付で決定通知のありました標記のことにつき、直島町生ごみ処理機器等設置補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の額 一金 円也

2 支払の方法

<input type="checkbox"/> 口座振込払 <input type="checkbox"/>	金融機関名	銀行	支店	現金払 <input type="checkbox"/>										
	預金種目	当 座 ・ 普 通												
	口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
口座名義	フリガナ <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>													

※ 希望する支払の方法の口の箇所に○印を付して下さい。